

請本權問題  
與銀券  
自銀券

12  
11  
15

朝鮮銀行券の発行にもとずく朝鮮銀行の債務は、朝鮮銀行の発券準備資産によつて保証せらるるものである。かかる資産のうち、在日する正貨はこれを返還する必要がある。また国債については（大部分である）かかる国債は朝鮮における銀行券発行のために国が負つた地方的債務とみられるから、国家の部分的承継に伴い新独立国が負担すべきものと考えられる。なお、朝鮮銀行発券準備資産としての日本銀行券については、一般の在韓日銀券と異り国債に準じて考え、これを日本国の債務と考える必要はない。一般有価証券で資産をなすものについては、各々の証券の私法上の価値にしたがつて、その効力をみとめるべきものである。

結論的にいって、朝鮮券については、特に日本国（日本銀行）が債務を負うべきものではない。

日本銀行券で在韓したものについては、その所有権についての(出所)完全な証拠の提示を求めた上で、日本銀行が名目価値で承認すべき日銀の債務とみとめられる。(朝鮮における支出のために前もって送金せられ、支出をみなかつたまま米、薄糊に押収せられた日銀券の如きものは、日本銀行に返還されるべきものである。)

終戦後不法に韓国より持去られた日銀券 については、まず第一に前記(二)点を考慮して検討すべきである。(すなわち、朝鮮総督府の合法的な資金をなす日銀券が持去られた場合には、問題としてとりあげることができ。そうでなく、日本国民が自己の所有する日銀券を持帰つたり、または本来朝鮮總督府の資金ではなないものが持去られているものは問題とならない。)

なお、これらの日銀券が日本国民帰国の費用として支出されて

いる場合には、かかる支出が理由ありとする点も考慮されるべきであらう。